

復興の取組み

(朝倉市復興実施計画骨子案)

2020.12.1
復興推進委員会資料

第1章 復興実施計画の基本的な考え方

- (1)実施計画の目的
- (2)計画期間
- (3)実施計画の構成

第2章 復興に向けての施策

- (1)朝倉市の概要
- (2)平成29年7月九州北部豪雨災害
- (3)復興にあたっての課題
 - 1. 基本理念①安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生
 - 2. 基本理念②市民の命を守る安全な地域づくり
 - 3. 基本理念③地域に活力をもたらす産業・経済の復興
- (4)事業一覧
- (5)復興に向けた具体施策
 - 1. 住宅施策
 - 2. 防災拠点・防災広場
 - 3. 地域資源等の保全・再生
 - 4. 災害の伝承
 - 5. 営農・経営再開支援／産業・経済の復興

第3章 地区別施策

- (1)地区区分
- (2)地区別計画
 - 1. 松末地区
 - 1)現状
 - 2)課題
 - 3)意見
 - 4)復興に向けた具体施策
 - 5)主な復旧事業箇所
 - 2. 杷木地区
 - 3. 久喜宮地区
 - 4. 志波地区
 - 5. 朝倉地区
 - 6. 高木地区
 - 7. 三奈木地区
 - 8. 蜷城地区
 - 9. 甘木地域(高木・三奈木・蜷城以外)

以下、
各地区同様

第4章 計画の推進

- (1)計画の推進体制
 - 1. 庁内における体制構築
 - 2. 市民との協働、積極的な情報共有
 - 3. 国や県、他市町村との連携・協力
- (2)計画の推進管理

(別添)

- ・地区別復興まちづくり協議会 開催概要
- ・宅地嵩上げ詳細資料
- ・復旧事業進捗詳細資料

第2章 復興に向けての施策

(1)朝倉市の概要

■地形 ■人口 ■産業 ■歴史 ■災害の歴史
■関連計画

(2)平成29年7月九州北部豪雨災害

■災害の概要		
	規模	
人的被害	死者	33名
	行方不明者	2名
	負傷者	11名
住家被害	全壊	248戸
	大規模半壊	124戸
	半壊	667戸
	一部損壊	424戸
避難所	最大 27箇所	
避難者数	最大 1,204名 (H29.7.10)	

(3)復興にあたっての課題

① すまいとコミュニティの再建について

② 安全な地域づくりについて

③ 産業・経済の復興について

(4)事業一覧

具体的な
対応案

(5)復興に向けた具体施策

1. 住宅施策

- すまいの再建促進宅地分譲事業
志波地区(富有ヶ丘団地 2区画)、久喜宮地区(久喜宮小学校跡地10区画)を整備。その他も検討中。
- 松末地域移住定住施策(池の迫団地(仮称))
- 国土交通省「朝倉市宅地耐震化推進事業(宅地嵩上げ)」
 - ・ 予定地区:寒水・古賀、乙石・中村・石詰、杉馬場
- 住宅嵩上げ等浸水対策への支援
 - ・ 浸水による家屋の被害を防止するため、浸水想定区域を対象エリアに宅地の嵩上げや浸水防止施設の設置に対し支援を検討する。

2. 防災拠点・防災広場

- 防災拠点・防災広場計画
 - ・ 小学校跡地など公有地を活用し、防災拠点施設や防災広場の設置検討。

3. 地域資源等の保全・再生

- 乙石川における小水力発電可能性調査の実施。

4. 災害の伝承

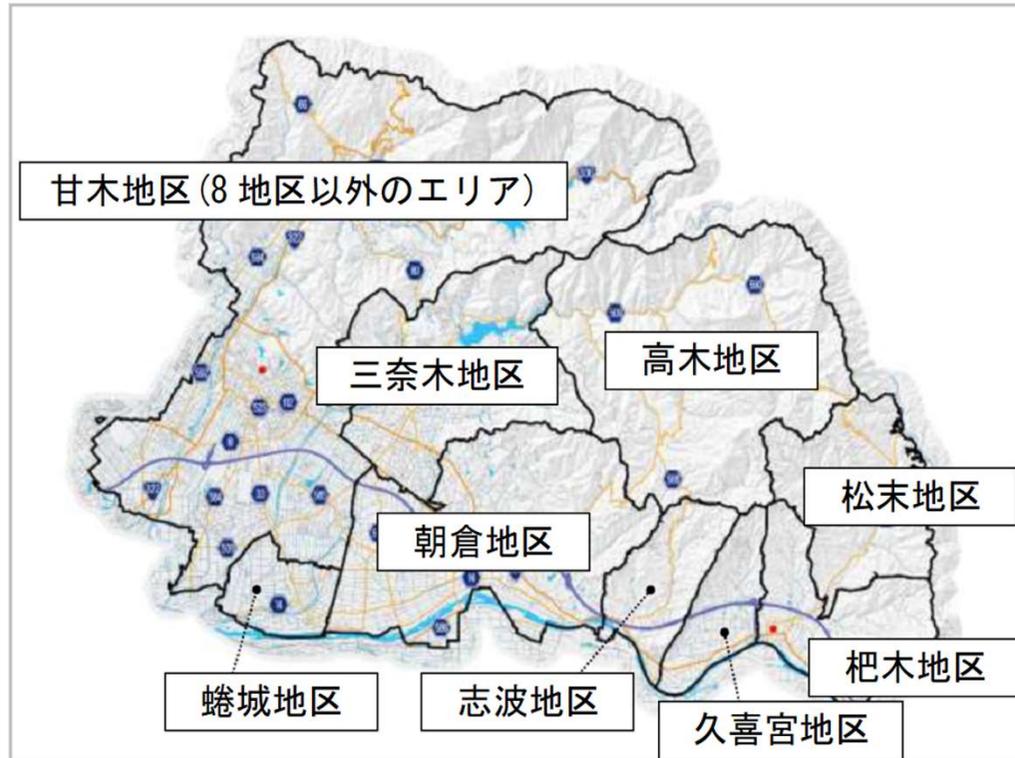
- 伝承広場

5. 営農・経営再開支援／産業・経済の復興

- 宮野土砂置場完成後の農地の復興

第3章 地区別施策

(1)地区区分



(2)地区別計画

- 1) 現状
- 2) 課題
- 3) 意見
- 4) 復興に向けた具体施策・・・P5
- 5) 主な復旧事業個所

第4章 計画の推進

(1)計画の推進体制

1. 庁内における体制構築

市長を本部長とする「災害復旧・復興推進本部」による総括のもと、各部署が連携・協力し、総力を挙げて復旧・復興に取り組んでいる。

2. 市民との協働、積極的な情報共有

市を挙げて復旧・復興に取り組んでいくためには、市民の理解と市民との協働が必要不可欠であり、それぞれの強みを活かす役割分担のもと、一丸となって復旧・復興に取り組んでいる。

特に被害が大きい地区については、「地区別まちづくり協議会」を設け、地域住民との協議を継続している。

3. 国や県、他市町村との連携・協力

国や県、他市町村と連携・協力し、復旧・復興に努める。

特に、各事業で連携を図り、相互に情報共有を図るため、平成30年1月以降、隔週で関係機関定例会を実施している。(R2年10月で65回実施)

(2)計画の推進管理

復旧・復興施策を着実に遂行していくため、毎年度、進捗状況を復興推進委員会に報告し、必要に応じ、施策の見直しを行う。

第3章 地区別施策

地区別計画：各地区の具体施策

松末地区

・松末地域移住定住施策(池の迫団地(仮称))

松末地域に移住定住を希望する世帯に対して、定住促進住宅を提供する。

・「伝承広場」(仮称)整備

土砂災害の経験と教訓を後世に継承し、市内外へ発信するため、伝承広場を整備する。

・小学校跡地活用

松末小学校に対する住民の思いを受け、本地区の再生・発展に向けたまちづくりの取り組みとして、活用方法を検討する。

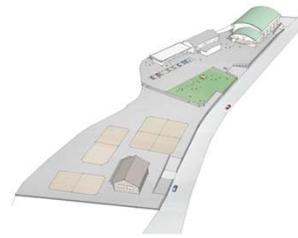
志波地区

・宅地嵩上げ

国の補助事業「朝倉市宅地耐震化推進事業」を活用し宅地嵩上げを実施する。(杉馬場)

・小学校跡地活用

志波地区の再生・発展に向けたまちづくりの取り組みとして、志波小学校跡地に防災拠点施設や防災広場、さらに宅地分譲についても事業化を検討する。



防災拠点施設のイメージ図

三奈木地区

・防災広場の整備検討

コミュニティセンター一部を防災広場として、かまどベンチや災害対応外灯などの整備を検討する。

杷木地区

・赤谷川旧河川敷の利活用

赤谷川の河川路変更に伴い、東林田地区ワークショッブにて協議し、旧河川敷の活用方法を検討する。

・小学校跡地活用

杷木地区の再生・発展に向けたまちづくりの取り組みとして、杷木小学校跡地のグラウンドの活用方法を検討する。



防災広場のイメージ図

朝倉地区

・インターチェンジ周辺の利便性向上

朝倉地区の産業・経済の復興に向け、交通の要所となる朝倉インターチェンジ周辺の利便性を向上する。(駐車場の移設)令和4年4月より供用開始予定。15台から25台に増設し、インターチェンジまでの距離を370mから200mに短縮させる。

・土砂置き場の利活用

被災農地(果樹)を土砂置き場として活用し、盛土完了後の土地利用について活用方法を検討する。(宮野、須川)

蜷城地区

・小学校の避難所機能

地区全域が浸水想定区域であることから、緊急避難場所として小学校(3階建て)を利用することとした。

・農地湛水対策事業

桂川流域において、度重なり農地等の浸水被害が発生しているため、内水による農地の湛水被害の解消に向けた対策を検討する。

久喜宮地区

・宅地嵩上げ

国の補助事業「朝倉市宅地耐震化推進事業」を活用し宅地嵩上げを実施する。(寒水、古賀)

・小学校跡地活用

令和2年度に宅地分譲地の整備及び防災拠点施設の建設を行う。

令和3年度に防災広場の整備を実施する。



防災拠点施設のイメージ図

高木地区

・砂防・治山ダム下流域の水路整備

砂防・治山堰堤下流域の安全を確保するため、下流域の水路を整備。

・コミュニティの維持

災害により人口が著しく減少し、過疎化が進行しているため、コミュニティを維持するための方策を検討する。



水路の整備イメージ

甘木地域(高木・三奈木・蜷城以外)

・住宅嵩上げ等浸水対策への支援

浸水による家屋の被害を防止するため、浸水想定区域を対象エリアに宅地の嵩上げや浸水防止施設の設置に対し支援を検討する。

・被災者交流活動支援事業

被災者やコミュニティなどを対象に各種団体が実施する交流活動を支援する。